



消費生活サポーターだより No. 67

令和6年10月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。秋風が吹き渡る季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。今月は、「還付金詐欺に注意！」等を掲載しました。皆様の活動の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報 ～消費者トラブル～

◎還付金詐欺に注意！

役所等をかたって自宅の固定電話等に電話をしてきて、税金や保険料等が還付されるなどと説明し、そのための手続きとしてATMに誘導するなどしてお金をだまし取る「還付金詐欺」に関する相談が多く寄せられています。トラブルにあわれている方の約95%が60歳以上のため、家族や周囲の方々の見守りが重要になります。

【相談事例】

市役所を名乗り「健康保険の還付金が2万円あり、数か月前に書類を送ったが返事がなかった。今ならまだ返金できるので、携帯電話を持ってATMへ行くように」と電話があった。携帯電話を持っていないと断ると、「家族のものを借りるように」と言われた。市役所から還付金の電話がかかってくることはあるのか。



(消費者庁イラスト集より)

トラブルにあわないために

- ▶ 役所等から「お金が返ってくる」という電話がかかってきたら、それは還付金詐欺です。
- ▶ 還付金に心当たりがある場合は、自分で役所等の担当部署を調べたうえで連絡し、確認してください。
- ▶ 「お金を返すために必要」などと言われ、名前や住所、銀行名、口座番号等の個人情報を聞かれても絶対に答えてはいけません。
- ▶ 不審な電話の対策として、防犯機能付き電話機の導入や、電話機の留守番電話機能、ナンバー・ディスプレイ機能などを活用しましょう。
- ▶ 不安を感じたら、すぐに家族、知人、警察、最寄りの消費生活センター等に相談してください。

◎秋から冬の行楽シーズンに気をつけたい～正しいエスカレーターの利用方法～

秋、冬の行楽シーズン、県内ではキャリーケースなどの大きな荷物を持ってエスカレーターを利用する観光客が多くなります。日本では、急いでいる人が歩いて通れるように片側をあける習慣が根づいていますが、エスカレーター上の歩行を助長することになり、障がいなどを理由でどちらかの手すりしかつかめない人や高齢者などの安全を脅かす可能性があります。また、エスカレーターでの転倒は、死亡や重篤な事故に至るケースもあり注意が必要です。

エスカレーターを利用する際は①左右どちらかの手すりにつかまり②黄色い線の内側に③歩かず立ち止まって利用しましょう。

エスカレーターの安全利用についてはこちらをご覧ください⇒



日立ビルシステム HP

エスカレーターは

黄線の内側

黄色い線の内側に



左右どちらかの手すりにつかまり

歩かず立ち止まって

利用しましょう！

<https://www.hbs.co.jp/ad/escalator-walk-risks/index.html>

◎令和6年度長野県消費者大学（オンライン講座）受講者募集中です！

長野県では、「令和6年度長野県消費者大学」を開催します。消費生活に関する基礎的な知識から最新の情報までを連続講座形式で幅広く、オンラインで手軽に学ぶことができます。

サポーターの皆様には過去に受講済みの方も多いと思いますが、忘れがちな基礎知識の復習や、最近の消費者問題を踏まえた知識のアップデートにもご利用いただけます。 ※詳細については、別添消費者大学チラシをご覧ください。



※オンデマンド再生による受講が可能のため、開講後も当面の間受講登録を受付いたします。

（11月末頃まで。人数上限に達した場合は途中で終了する可能性があります。）

○申し込み方法

下記のグーグルフォーム（申し込みフォーム）からお申し込みください。

<https://forms.gle/6ed7vUicyWARjAyy7>



リンク先 QR コード



（消費者庁イラスト集より）

◎多重債務相談会を開催します！

長野県ではクレジットカードやローンで返済等が困難になった方を対象に多重債務相談会を開催します。弁護士または司法書士が無料で1時間程相談に応じ、解決方法をアドバイスします。相談内容等に関する秘密は守られますので、安心してご相談ください。

○日程・会場

- ・令和6年11月12日(火) 10:00~17:00
- ・長野県消費生活センター（北信・中信・南信・東信）

○相談方法

4カ所の消費生活センターにおいて、弁護士または司法書士が相談に応じます。

事前予約制となりますので、下記の最寄りの消費生活センターへ、直接電話でお申し込みください。

（予約は、10月11日(金)~11月11日(月)までの8:30~17:00の間（土日祝日を除く）に受付ます。）

○予約申込先

北信消費生活センター（026-217-0009）、中信消費生活センター（0263-40-3660）

南信消費生活センター（0265-24-8058）、東信消費生活センター（0268-27-8517）



（消費者庁イラスト集より）

◎高齢者の悪質商法被害防止リーフレットを作成しました

本年度も、見守りの大切さや相談窓口の周知を図るため高齢者悪質商法被害防止リーフレット・ポスターを作成し、高齢者関連施設・市町村等に配布しました。リーフレット(別添)は、サポーターの皆様にも消費者被害防止や見守り活動等の参考となる内容となっておりますのでご覧ください。

添付資料

○長野県くらし安全・消費生活課 消費者大学チラシ

○高齢者の悪質商法被害防止にはみまもるあにまる リーフレット



長野県 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：宮坂

電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374

Eメール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
モシカっち